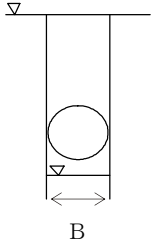
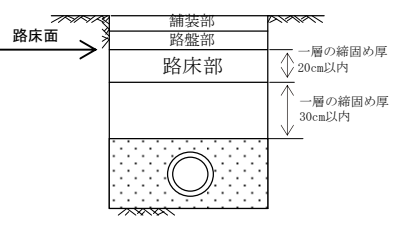
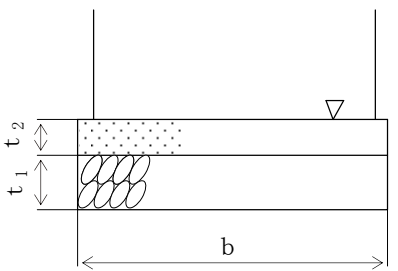
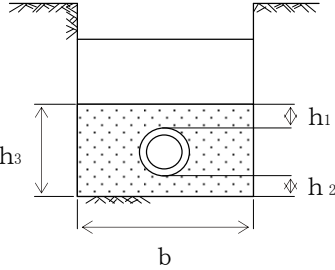
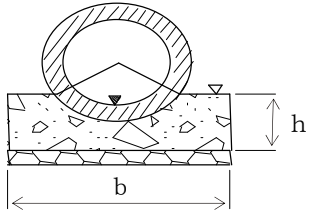


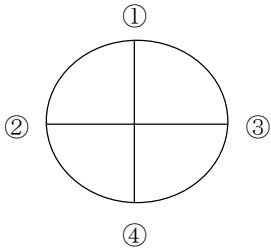
9-1.別表「出来形管理基準及び規格値」(管路施設工事)

区分	工 種	管 理 項 目	規 格 値	測 定 箇 所
管	土 工 (掘削)	基準高さ	±30mm	
		幅 B		
		深 さ		
路	埋 戻 工 (改良土等)	一層毎の締固めの仕 上げ厚	30cm以内 路床部は20cm以内	
設	基 礎 工 (基礎礫 捨コンクリート)	基準高さ	±30mm	
		幅 b	-50mm	
		厚 さ $t_1, t_2$	-30mm	
		延 長 L	各構造物の規格値に よる。	
工	管 基 礎 工 (砂・碎石基礎)	基準高さ	±30mm	
		幅 b	-30mm	
		高 さ $h_1 \sim h_3$	-30mm	
事	管 基 礎 工 (コンクリート基礎)	基準高さ	±30mm	
		幅 b	±30mm	
		高 さ h	-30mm	

管 理 基 準	管 理 方 法	写 真 管 理 基 準
<p>(1)管路等部は、マンホール、躯体等の区間毎における両端部及びその途中(施工延長40mにつき1箇所)で管理項目を測定する。ただし、途中測定点は、均等延長程度に割付けし明示する。</p> <p>(2)組立マンホール部は、号線毎のマンホール号種毎に管理項目を測定する。</p> <p>(3)躯体等(特殊マンホール・会所・立坑など)部は箇所毎に管理項目を測定する。</p> <p>(4)取付管部は、その規定による。</p>	<p>測定値は、「出来形管理報告書」に収録する。</p>	<p>管理基準毎に測定状況(幅・深さ等)を撮影する。</p>
<p>(1)管路等部は、マンホール、躯体等の区間毎における両端部及びその途中(施工延長20mにつき1箇所)で管理項目を測定する。ただし、途中測定点は、均等延長程度に割付けし明示する。</p> <p>(2)組立マンホール部は、号線毎のマンホール号種毎に管理項目を測定する。</p> <p>(3)躯体等(特殊マンホール・会所・立坑など)部は箇所毎に管理項目を測定する。ただし、躯体スラブ天端より下部は、2箇所(任意両側)で測定する。</p> <p>(4)取付管部は、その規定による。</p>	<p>測定値は、「出来形管理報告書」に収録する。</p>	<p>管理基準毎に砂・砕石基礎天端又は構造物から路床面までの各測定状況(一層毎の仕上げ厚)を撮影する。</p>
<p>(1)管路等部は、マンホール、躯体等の区間毎における両端部及びその途中(施工延長40mにつき1箇所)で管理項目を測定する。ただし、途中測定点は、均等延長程度に割付けし明示する。</p> <p>(2)組立マンホール部は、号線毎のマンホール号種毎に管理項目を測定する。</p> <p>(3)躯体等(特殊マンホール・会所・立坑など)部は箇所毎に管理項目を測定する。</p>	<p>測定値は、「出来形管理報告書」に収録する。</p>	<p>管理基準毎に基礎礫の測定状況(幅、厚さ)並びに捨コンクリートの測定状況(幅、厚さ)を撮影する。</p>
<p>マンホール、躯体等の区間毎における両端部及びその途中(施工延長20mにつき1箇所)で管理項目を測定する。ただし、途中測定点は、均等延長程度に割付けし明示する。</p>	<p>測定値は、「出来形管理報告書」に収録する。</p>	<p>管理基準毎に砂・砕石基礎の測定状況(高さ、幅)を撮影する。</p>
<p>マンホール、躯体等の区間毎における両端部及びその途中(施工延長20mにつき1箇所)で管理項目を測定する。ただし、途中測定点は、均等延長程度に割付けし明示する。</p>	<p>測定値は、「出来形管理報告書」に収録する。</p>	<p>管理基準毎にコンクリート型枠取外し後の測定状況(幅、高さ)を撮影する。</p>

区分	工種	管理項目	規格値	測定箇所	
管 路 施	管布設工 (開削工法)	基準高さ	$D < 1000\text{mm}$	$\pm 30\text{mm}$	
			$D \geq 1000\text{mm}$	$\pm 30\text{mm}$	
		中心線の偏位 (水平方向)	$D < 1000\text{mm}$	$\pm 30\text{mm}$	
			$D \geq 1000\text{mm}$	$\pm 30\text{mm}$	
特殊マンホールとの偏心距離				<p>(参考:形状平面)</p>	
設	管布設工 (プレキャストボックス カルバート工)	基準高さ		$\pm 30\text{mm}$	
		中心線の偏位 (水平方向)		$\pm 30\text{mm}$	
工 事	管渠工 (現場打ち)	基準高さ		$\pm 30\text{mm}$	
		厚さ $t_1 \sim t_4$		$-20\text{mm}$	
		幅 $b$		$-30\text{mm}$	
		高さ $h$		$-30\text{mm}$	
		中心線の偏位 (水平方向)		$\pm 30\text{mm}$	

管 理 基 準	管 理 方 法	写 真 管 理 基 準
マンホール、躯体等の区間毎における両端部及びその途中(施工延長20mにつき1箇所)で管理項目を測定する。ただし、途中測定点は、均等延長程度に割付けし明示する。	測定値は、「出来形管理報告書」に収録する。	管理基準毎に測定状況、布設外観を撮影する。
当該箇所毎に測定する。	(1)完成図(完工図)等に偏心距離が判読できるマンホール等の当該形状平面図(左図参考)を記載する。 (2)当該形状平面図は各測定箇所の撮影写真との照合ができるよう管理を行う。	測定(値)状況等を適宜撮影する。
マンホール、躯体等の区間毎における両端部及びその途中(施工延長20mにつき1箇所)で管理項目を測定する。ただし、途中測定点は、均等延長程度に割付けし明示する。	測定値は、「出来形管理報告書」に収録する。	管理基準毎にボックスカルバートの測定状況、布設内面・外観を撮影する。
1打設長毎に両端部及びその途中(施工延長20mにつき1箇所)で管理項目を測定する。ただし、途中測定点は、均等延長程度に割付けし明示する。	測定値は、「出来形管理報告書」に収録する。	管理基準毎に測定状況(幅、高さ、厚さ)を撮影する。

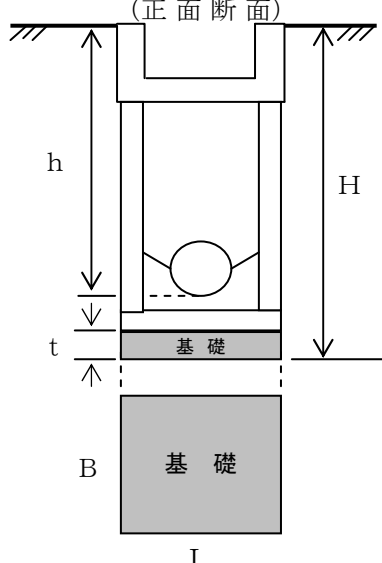
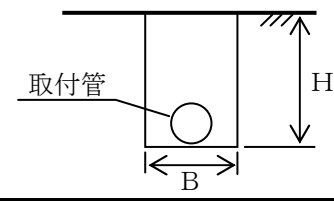
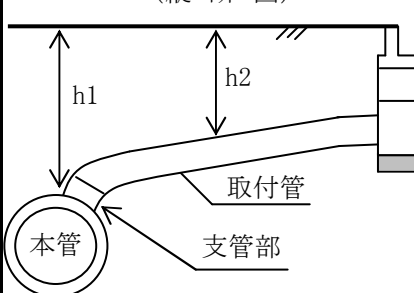
区分	工 種	管 理 項 目	規 格 値	測 定 箇 所
管 路 施	管 推 進 工	基準高さ	±50mm	推進管の上・下流端
		中心線の偏位	±50mm	推進管の上・下流端
設 工	シールド工 (一次覆工)	基準高さ	±50mm	セグメントの中央
		中心線の偏位	±50mm	セグメントの中央
		真円度	セグメント内径の 1/100以内	セグメントの中央で上下・左右の2方向
事	シールド工 (二次覆工)	基準高さ	±30mm	スチールフォームの前後
		中心線の偏位	±30mm	
		真円度	±30mm	スチールフォームの中央で上下・左右 の2方向
		覆工厚		スチールフォームの端部(妻側)で上下 左右の4箇所  

管 理 基 準	管 理 方 法	写 真 管 理 基 準
<p>(1)推進中は、推進管1本毎に測定する。</p> <p>(2)推進完了後の出来形は、推進管1本毎に測定する。</p>	<p>(1)推進中の測定値は、「掘進管理記録」に収録する。</p> <p>(2)推進完了後の出来形は、別に定める「推進工事出来形管理図」に準じて作成する。</p>	<p>(1)管の据付け、管の推進、掘進等について、推進管5本を1ロットとして、一連の作業状況を撮影する。</p> <p>(2)カーブ推進の場合は適宜一連の作業状況を撮影する。</p> <p>(3)刃口推進工事では、切羽の状態を、推進管5本を1ロットとして撮影する。なお、切羽の地盤が変化する箇所では、適宜撮影する。</p>
<p>(1)掘進中はセグメント1リング毎に測定する。</p> <p>(2)推進完了後の出来形は、セグメント1リング毎に測定する。</p>	<p>(1)掘進中の測定値は、別に定める「シールド工事日報」に記録する。</p> <p>(2)一次覆工出来形は、別に定める「シールド工事出来形管理図」に準じて作成する。</p>	<p>(1)掘進、セグメントの組立て、裏込め注入等について、セグメント50リングを1ロットとして、一連の作業状況を撮影する。</p> <p>(2)急曲線、急勾配について適宜作業状況を撮影する。</p>
<p>コンクリート1打設毎(両端及び中央部)に測定する。</p>	<p>一次覆工出来形は、別に定める「シールド工事出来形管理図」に準じて作成する。</p>	<p>(1)型枠の移動、型枠の組立て、コンクリートの打込み等について、コンクリート5打設を1ロットとして、一連の作業状況を撮影する。</p> <p>(2)急曲線、急勾配について適宜作業状況を撮影する。</p>

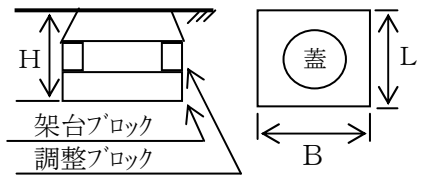
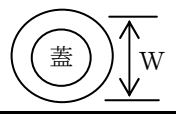
区分	工種	管理項目	規格値	測定箇所	
管路施設工事	マンホール・ 会所築造工	現場打ちマンホール	基準高さ	±30mm	
			幅(内法) b <sub>1</sub> ~b <sub>2</sub>	-30mm	
			高さ h	-30mm	
			厚さ t <sub>1</sub> ~t <sub>4</sub>	-20mm	
	伏越し	(伏越し管)	基準高さ	±30mm	
			中心線の偏位 (水平方向) D < 1000mm D ≥ 1000mm	±30mm ±30mm	
			(伏越し室) 管理項目は 場所打ちマンホールに準ずる		
	越流会 所等	(越流せき)	基準高さ (せき高さ)	±10mm	
			幅 b	±20mm	
			高さ h	±30mm	
			長さ L	-20mm	
			(越流室) 管理項目は 現場打ちマンホールに準ずる		

管 理 基 準	管 理 方 法	写 真 管 理 基 準
マンホール毎に測定する。	測定値は、「出来形管理報告書」に収録する。	管理基準毎に築造及び測定状況(幅、高さ、厚さ及び全景等)及び設置状況を撮影する。
会所毎に測定する。		管理基準毎に伏越し室の築造及び測定状況(幅、高さ、厚さ及び全景等)、伏越し管の布設状況(管内外面及び全景等)を撮影する。
会所毎に測定する。 (越流せき) 基準高は、中央及び両端部を測定する。		管理基準毎に越流室の築造及び測定状況(幅、高さ、厚さ及び全景等)、越流せきの築造状況(幅、高さ、長さ及び全景等)を撮影する。



区分	工 種	管 理 項 目	規 格 値	測 定 箇 所
管 路 施 設	ま す 工	掘削深さ H 掘削幅		<p>深さについては道路面及び道路境界石の天端より測定する。</p> <p>(正面断面)</p>  <p>基礎</p> <p>B</p> <p>L</p> <p>( I・II・III型ます…砂基礎 簡易ます…コンクリート基礎 )</p>
		管口深さ h	±30mm	
		砂・コンクリート基礎の厚さ t	+30mm	
		平面寸法 B、L 砂基礎	+30mm	
		コンクリート基礎	±30mm	
工 事	取 付 管 工	掘削深さ H		<p>掘削深さ及び土被りについては道路面より測定する。</p> <p>(断面図)</p>  <p>取付管</p> <p>B</p>
		幅 B		
		土被り h1、h2		<p>(縦断面図)</p>  <p>h1</p> <p>h2</p> <p>取付管</p> <p>支管部</p> <p>本管</p>

管 理 基 準	管 理 方 法	写 真 管 理 基 準
<p>(1)原則として全数管理とし、管理項目を測定する。</p> <p>(2)本管工事に伴うときは、監督職員の承諾を得て、施工箇所の種類毎(ます・取付管径毎)に、5箇所につき1箇所の割合で測定する。ただし、定規図(深さ関係)と異なる場合は、5箇所につき1箇所とは別に全数管理とし、管理項目を測定する。</p> <p>(掘削深さ定規値)  I 型ます H = 930mm  II・III型ます H = 970mm</p> <p>(管口深さ定規値)  I 型ます h = 750mm  II・III型ます h = 790mm  (但し、写真管理基準(2)はこの限りでない。)</p> <p>(基礎の厚さ定規値)  I・II・III型ます及び簡易ます  t = 50mm</p> <p>(基礎の平面寸法定規値)  I・II・III型ます  B = 380mm L = 460mm  簡易ます  B = 414mm L = 454mm</p> <p>(縁石コンクリート定規値:標準)  II・III型ます  厚さ 40mm 幅 100mm  簡易ます  厚さ 82mm 幅 75mm</p>	<p>測定値は、「出来形管理報告書」に記録する。</p>	<p>(1)管理基準毎にますの測定状況を撮影する。</p> <p>(2)定規値から外れるますについては、原因となるもの(深さ・形状・平面位置等)を撮影し、管理を行う。</p>
<p>(1)原則として全数管理とし、管理項目を測定する。</p> <p>(2)本管工事に伴うときは、監督職員の承諾を得て、施工箇所の種類毎(ます・取付管径毎)に、5箇所につき1箇所の割合で管理項目を測定する。</p> <p>(3)取付管平面は、直線的に布設することを原則とする。(但し、監督職員指示や支障埋設物等がある場合を除く。)</p> <p>(4)取付管縦断は支管付近を除き、直線的な勾配で布設することを原則とする。(但し、支障埋設物等がある場合を除く。)</p> <p>(5)土被りの測定は、支管部及び本管からますまでの中間部付近においてそれぞれ行う。</p>	<p>(1)測定値は、「出来形管理報告書」に記録する。</p> <p>(2)リサイクル塩化ビニル管を使用した場合は、当該部材名を「出来形管理報告書」に記載する。</p>	<p>(1)管理基準毎に取付管の測定状況を撮影する。また、リサイクル塩化ビニル管を使用した場合は、併せて当該部材名を黒板記載し撮影する。</p> <p>(2)管理基準(3)(4)の但し書に該当する場合は、原因となるもの(深さ・形状・平面位置等)を撮影し、管理を行う。</p>

区分	工 種	管 理 項 目	規 格 値	測 定 箇 所	
管 路	蓋 取 替 工	(人力施工・機械施工 共通)		別に定めるマンホール蓋取替工事標準図に基づき測定する。 (人力施工による工法・架台ブロック例)  (断面図) (平面図)  	
		(人力施工による工法)			
		掘削深さ H 掘削幅 調整ブロック等の組合わせ マンホール蓋設置高さ ±5mm (計画設置高との比)	+30mm		
		(機械施工による工法) (舗装切断工及び舗装せん断工共) 復旧幅 W		(機械施工による工法・架台ブロック例) (断面図) (平面図)  上図に同じ  	
施 設	試 験 掘 工 (埋 設 物 調 査)	埋設物の深さ(土被り)、平面位置、継手突出の寸法・平面位置等 掘削深(埋設物箇所とその他箇所) 掘削幅 (調査)施工延長			
	管 渠 撤 去 工 (取 付 管 含 む)	掘削深・幅 土被り 撤去管径 撤去延長 閉塞状況			
工 事	アスファルト舗装工 (下層路盤工)			管理基準(2)に規定の 施工管理基準に準ずる。	
	アスファルト舗装工 (上層路盤工)			管理基準(2)に規定の 施工管理基準に準ずる。	

管 理 基 準	管 理 方 法	写 真 管 理 基 準
<p>(1)原則として全数管理とし、管理項目を測定する。</p> <p>(2)各施工箇所において、路面形状及びその平坦性等を考慮しマンホール蓋設置高さを定める。</p> <p>(3)各施工箇所において、掘削深さとともにマンホール蓋設置高さ、調整ブロック及び架台ブロックの組合わせを記録する。</p>	<p>測定値は、「出来形管理報告書」に記録する。</p>	<p>(1)管理基準毎にマンホール蓋取替の測定状況を撮影する。 (路面との平坦性が判るもの。)</p> <p>(2)併せて架台ブロックの主要寸法を撮影する。</p>
<p>(1)試験掘箇所毎に全ての調査結果(管理項目など)を測定する。</p> <p>(2)試験掘深さ、範囲(延長)及び埋設物の確認手順(全形姿又はその半分等の確認)等は、設計図書の定め及び監督職員の指示による。</p> <p>(3)埋設物の深さは水準測量を原則とする。</p> <p>(4)埋設物の平面位置は道路境界(見通し)線からの距離を原則とする。</p>	<p>(1)調査結果は「事前調査報告書」に記録する。</p> <p>(2)「事前調査報告書」は各測定箇所の撮影写真との照合ができるよう管理を行う。</p>	<p>(1)管理基準毎に地下埋設物の種類・位置・深さ及び埋設物が無いこと等、調査結果及び測定状況を撮影する。</p> <p>(2)埋設物の平面位置が判るように撮影する。</p>
<p>(1)原則として全数管理とし、管理項目を測定する。</p> <p>(2)その他設計図書の定めによる。</p>	<p>(1)測定値は、出来高図等に記録する。</p> <p>(2)出来高図等は各測定箇所の撮影写真との照合ができるよう管理を行う。</p>	<p>管理基準毎に管渠撤去・測定状況及び閉塞状況、撤去完了全景を撮影する。</p>
<p>(1)原則として全ての施工箇所の工種毎で、仕上り厚等の管理を行う。</p> <p>(2)測定頻度は、「工事請負共通仕様書(道路・河川土木工事)及びその土木工事施工管理基準」の規定に準ずる。</p> <p>(3)数層に分けて締固めを行う場合は、各層仕上り厚の管理を行う。</p>	<p>測定値は、「出来形管理報告書」に収録する。</p>	<p>管理基準毎に路盤の測定状況を撮影する。</p>
<p>(1)原則として全ての施工箇所の工種毎で、仕上り厚等の管理を行う。</p> <p>(2)測定頻度は、「工事請負共通仕様書(道路・河川土木工事)及びその土木工事施工管理基準」の規定に準ずる。</p> <p>(3)数層に分けて締固めを行う場合は、各層仕上り厚の管理を行う。</p>	<p>測定値は、「出来形管理報告書」に収録する。</p>	<p>管理基準毎に路盤の測定状況を撮影する。</p>

区分	工 種	管 理 項 目	規 格 値	測 定 箇 所
管 路 施	アスファルト舗装工 ( 基 層 工 表 層 工 )	車道部(基層)の厚さ 個々の測定値 t 10個の測定値平均	-9mm -3mm	厚さは、管理基準(2)に規定の施工管理基準に準ずるほか、1,000m <sup>2</sup> に1個の割でコアを採取して測定する。
		車道部(表層)の厚さ 個々の測定値 t 10個の測定値平均	-7 mm -2 mm	
		車道部(表層)の平坦性 3mプロフィールメーター 直読式(足付き)	2.4 mm以下 1.75 mm以下	平坦性については、測定距離100m以下の箇所は監督職員の承諾を得て省略することができる。
		歩道部の厚さ 個々の測定値 t 10個の測定値平均  歩道部の幅 個々の測定値 b	-9 mm -3 mm  -25 mm	厚さは、片側延長20m毎に測定する。 幅は、片側延長40m毎に1箇所の割で測定する。
設 工 事	コンクリート舗装工 (歩道改築) ( 上 層 路 盤 工 )			管理基準(2)に規定の 施工管理基準に準ずる。
	コンクリート舗装工 (コンクリート舗装版工)			管理基準(2)に規定の 施工管理基準に準ずる。
	フロック舗装工 ( 下 層 路 盤 工 )			管理基準(2)に規定の 施工管理基準に準ずる。

管 理 基 準	管 理 方 法	写 真 管 理 基 準
<p>(1)原則として全ての施工箇所の工種毎で仕上り厚等の管理を行う。</p> <p>(2)測定頻度は、「工事請負共通仕様書(道路・河川土木工事)及びその土木工事施工管理基準」の規定に準ずる。</p> <p>(3)数層に分けて転圧を行う場合は、各層仕上り厚の管理を行う。また、道路全幅施工の場合は、横断面での両側に加え、中央部でも同様に管理を行う。</p> <p>(4)コアの採取方法は、舗装調査・試験法便覧〔第4分冊〕(舗装の切取りコア採取方法)による。</p>	<p>測定値は、「出来形管理報告書」に収録する。</p>	<p>管理基準毎に表層及び基層の測定状況及びコア採取～採取跡復旧状況を撮影する。</p>
<p>(1)原則として全ての施工箇所の工種毎で仕上り厚等の管理を行う。</p> <p>(2)測定頻度は、「工事請負共通仕様書(道路・河川土木工事)及びその土木工事施工管理基準」の規定に準ずる。</p> <p>(3)数層に分けて締固めを行う場合は、各層仕上り厚の管理を行う。</p>	<p>測定値は、「出来形管理報告書」に収録する。</p>	<p>管理基準毎に路盤の測定状況を撮影する。</p>
<p>(1)原則として全ての施工箇所の工種毎で仕上り厚等の管理を行う。</p> <p>(2)測定頻度は、「工事請負共通仕様書(道路・河川土木工事)及びその土木工事施工管理基準」の規定に準ずる。</p>	<p>測定値は、「出来形管理報告書」に収録する。</p>	<p>管理基準毎にコンクリート舗装版工の測定状況を撮影する。</p>
<p>(1)原則として全ての施工箇所の工種毎で仕上り厚等の管理を行う。</p> <p>(2)測定頻度は、「工事請負共通仕様書(道路・河川土木工事)及びその土木工事施工管理基準」の規定に準ずる。</p> <p>(3)数層に分けて締固めを行う場合は、各層仕上り厚の管理を行う。</p>	<p>測定値は、「出来形管理報告書」に収録する。</p>	<p>管理基準毎に路盤の測定状況を撮影する。</p>

区分	工 種	管 理 項 目	規 格 値	測 定 箇 所
管 路 施 設 工 事	フロック舗装工 (上層路盤工)			
			管理基準(2)に規定の 施工管理基準に準ずる。	
	フロック舗装工 (敷砂又は敷モルタル工)			
			管理基準(2)に規定の 施工管理基準に準ずる。	
	街 渠 工 (街渠コンクリート工)			
			管理基準(2)に規定の 施工管理基準に準ずる。	
	縁 石 工 (道路境界石ブロック及び 縁石ブロック等の基礎コ ンクリート工(場所打ち 道路境界石工を含む))			
			管理基準(2)に規定の 施工管理基準に準ずる。	
	その 他 舗 装 工 及 び 道 路 施 設 工			
			管理基準(2)に規定の 施工管理基準に準ずる。	

管 理 基 準	管 理 方 法	写 真 管 理 基 準
<p>(1)原則として全ての施工箇所の工種毎で仕上り厚等の管理を行う。</p> <p>(2)測定頻度は、「工事請負共通仕様書(道路・河川土木工事)及びその土木工事施工管理基準」の規定に準ずる。</p> <p>(3)数層に分けて締固めを行う場合は、各層仕上り厚の管理を行う。</p>	<p>測定値は、「出来形管理報告書」に収録する。</p>	<p>管理基準毎に路盤の測定状況を撮影する。</p>
<p>(1)原則として全ての施工箇所の工種毎で仕上り厚等の管理を行う。</p> <p>(2)測定頻度は、「工事請負共通仕様書(道路・河川土木工事)及びその土木工事施工管理基準」の規定に準ずる。</p>	<p>測定値は、「出来形管理報告書」に収録する。</p>	<p>管理基準毎に敷砂工又は敷モルタル工の測定状況を撮影する。</p>
<p>(1)原則として全ての施工箇所の工種毎で仕上り寸法等の管理を行う。</p> <p>(2)測定頻度は、「工事請負共通仕様書(道路・河川土木工事)及びその土木工事施工管理基準」の規定に準ずる。</p>	<p>測定値は、「出来形管理報告書」に収録する。</p>	<p>管理基準毎に街渠コンクリート工の測定状況及びコア採取～採取跡復旧状況を撮影する。</p>
<p>(1)原則として全ての施工箇所の工種毎で仕上り寸法等の管理を行う。</p> <p>(2)測定頻度は、「工事請負共通仕様書(道路・河川土木工事)及びその土木工事施工管理基準」の規定に準ずる。</p>	<p>測定値は、「出来形管理報告書」に収録する。</p>	<p>管理基準毎に基礎工等の測定状況を撮影する。</p>
<p>(1)原則として全ての施工箇所の工種毎で仕上り寸法等の管理を行う。</p> <p>(2)測定頻度は、「工事請負共通仕様書(道路・河川土木工事)及びその土木工事施工管理基準」の規定に準ずる。</p> <p>(3)その他設計図書の定めによる。</p>	<p>測定値は、「出来形管理報告書」に収録する。</p>	<p>管理基準毎に測定状況を撮影する。</p>